

令和5年度 第2回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)9月11日(月曜日)
午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 開催場所 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室
- 3 出席委員
会場出席 石野委員、大平委員、岡本委員、尾関委員、加藤委員、
木村寛子委員、崎山委員、谷口委員、田村委員、増田委員
山根委員
オンライン出席 堀尾委員
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて(骨子案)
議題2 その他(就労選択支援事業について)
- (3)閉会

5 議事概要

- (1)開会
 - 奥山健康医療福祉部次長からあいさつ
 - 各委員から自己紹介のあいさつ
 - 委員の互選により田村委員を会長に選出
- (2)議題
 - 議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて(骨子案)

(会長)

それでは、次第に従い議題を進めてまいりたい。まず議題1、滋賀県障害者プラン2021の中間見直しの骨子案について、事務局から説明願う。

(事務局)

○資料1-1および資料1-2、資料1-3、資料1-4に基づき説明

(委員)

資料1-1、最初に説明いただいた箇所についての意見。「ともに暮らす(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実」のところ。プランの中では、相談支援体制の充実に関する項目について、それなりのスペースをとって書かれてはいるが、その一つに「相談支援専門員の確保」が項目として挙げられている。数自体の確保という意味では、数は出てきている。2021年にプランを作成のとき、私が県庁に在籍しており、プラン作成も担当させていただいたが、相談支援体制については私なりにこだわったところ。こだわりのポイントは、「各地域に必要な相談支援専門員の数を市町から挙げていただく」ということ。滋賀県独自の項目として当時作らせていただいたが、それぞれの地域で、どのくらいの相談支援専門員が必要か、という試算がなかなかうまくいかなかったことを覚えている。計算式を例にして、「各地域に必要な相談支援専門員の数を出してください」ということはしたが、それぞれの地域のご事情もあり、考え方がいろいろバラけた状態で集まってきているのが今の数値。そのため、必ずしもこの数が充足できているからといって体制が整っているかということ、そうではないと考えている。例えば、私のイメージとしては、常勤・専従の相談支援専門員が何人必要か、というのが基本的な数になると思う。おそらくここで見えている数には、兼務の方もかなり多く含まれているので、この数の充足が、本来的な充足になっているかということ、そうではない。そういうことが一つあるので、例えば、そこを現状の評価として加えていただけるとありがたい。

あと、課題と今後の方向性の部分で、「研修の質を保ちながら研修の充実に努める」ということを書いていただいている。要するに、研修の枠を広げていくという方向性を示していただいているのかと思うが、私としては、研修の受講者の数を増やせば相談員の数が増えるとは思っていない。いま現在も、ここ数年、かなりの数を増やしてきているが、実際に従事される方の数が増えているかということ、そういう訳ではない。各地域でも、相談支援専門員の数が足りないというお声もよく聞く。要するに、実際どれくらい必要なのかという試算ができていないので、どれくらい足りないのか、という具体的な数字で見えてきていない。その足りていない数を充足するためには、研修を増やせばよいというわけではない、ということ。研修を受託している滋賀県障害者自立支援協議会の立場としても、いま以上に研修の枠を増やすというのは、かなり困難な状況だと思っている。一方で、特にそこを増やす必要もないのではないか、という意見ももっている。それ以外のところで、相談支援専門員を増やすための策を考えていかなければいけないのではないか、というのが意見。

(委員)

資料1-1、1. 共生社会づくりにある、「発達障害の疑似体験による啓発」という項目があるが、心配と言うか危惧するところがある。内容について、疑似体験があまりに登場してしまうと、医学モデル的なアプローチになってしまうことが心配。社会モデルを意

識した内容を考えていただけるとありがたい。

もう一つ、共生社会づくり(4)駅のバリアフリー化率100%の数字について、前回の質問で「3000人以上」という数字が、この滋賀県の人口率に適しているかどうか、というご質問をさせていただいたところ、お答えいただき、やはり国が定めるバリアフリー化率に沿っての数字で、県内では125駅ある、と。その駅のうち、「乗客1日 3000人以上」が該当するのが45駅。すなわち、45のうち38いけばバリアフリー化がされている、というお答えだったが、125駅中の45駅ということは、国の移動等円滑化基準に該当する駅は36%しかないということになってしまうので、該当しない駅が64%。この滋賀県の現状とやはりちょっとそぐわないと思うので、滋賀県独自の取り組みとして、この滋賀県の地域にあった数字で取り組んでいただけるとありがたい。

そしてもう1点、「2. ともに暮らす」「地域における住まいの場の確保」というところで、グループホープの整備促進が書いてある。最近、結構グループホームが増えてきていることは見聞きするが、決してグループホームだけが地域生活の場ではないと思うので、障害のあるなしに関わらず、自分の住んでいる地域で、住みやすい独り暮らしができるとか、賃貸を借りやすいとか、賃貸借りたところに支援が入りやすいような施策をお願いしたい。

(委員)

資料1、7ページ。障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施が書かれているが、前も発言させていただいたかも知れないが、障害当事者にとりましては、困ったことを直接訴える場所がどこにあるかもなかなか分からないような未設置のところもあるので、きちんと伝えて設置していただくことがまず一つ。そして、障害者にとりまして、問題が起こってくるのはだいたい高齢者が多い。課題と対応のところにも書かれている「企業等でも研修に取り入れていただくよう働きかけを強化するとともにwebを利用した啓発を実施していく」ということだが、webで対応できるような年代の人が困っているわけでもなくて、それを享受しない高齢障害者が多い。そのため、問題点を伝えていくことについて、県ではアドボケーター制度として定着しつつあるが、それがなかなか理解できていない、そこまで到達するだけの知識を得ていない方もまだ多いので、何とか障害者のために、制度と共に設置されること、私たちの問題点を伝えやすい形をもう少し検討していただけないか、と思っている。民生委員をさせてもらっていた関係で、何かあったら民生委員には届くけれども、障害者自体の問題が、アドボケーターには届かない現状を聞かせてもらっている。障害者の問題がすぐ届くアドボケーターであって欲しいと思うので、それだけお願いしたい。

(委員)

資料1-1ともに暮らす(1)①(ア)グループホームの整備促進について。グループホー

ムの数の上では確かに目標数に達しているが、私どもは知的障害の親の会だが、そこから聞こえてくるのは、課題にも書いてくださっている重度障害の方、医療の必要な方、行動障害の方々のグループホームが少ないというところ。

もう一つ、最近の利用料の高騰について相談を受けることもある。障害のある人がいただいている障害基礎年金があるが、2級(中度)の方は6万5千円ほど。また、重度・最重度の方は8万1千円。これ全てで生活しなければいけないのに、昨今のグループホームは、物価高騰もあり、値上げされていると聞いている。10万を超える利用料を請求している事業所もあるというのが実態。障害のある方は、一生とは言わないが、長く生活する場において、明らかにお金が足りないような利用料を請求するという、法人へのご指導を、県からでもご指導いただきたいし、プランを作るときにも、そういう細かなところを調べていただきたい。数ができればそれでよし、というのではなく、中の内容もきめ細かくプランの中に置いてほしいと思うので、よろしく願いたい。

(委員)

資料1-4、中間見直しの骨子案のことで、意見と言うか提案含め申し上げたい。今ほどご意見も出ていた資料1-1の取り組みの指標というか、中身にも係わってくるかと思うが、私が気が付いたのは、1-4資料の真ん中の列の下。Ⅲ具体的な施策(重点的取組)と書いてある部分。3点申し上げる。

「1. 共生社会づくり」の中の2つ目に「権利擁護の推進」とある。その下には「意思決定支援の推進」とあり、その下にも「県と市町の連携による意思決定支援の充実」とある。これだけを見ると、とても違和感がある。権利擁護の推進というのは大変大きな、いわば全部をくるむような、この中にいくつものことがある。この権利擁護の中に意思決定支援が一つあると思なので、この柱の立て方を工夫する方がよいのではないかと思う。具体的な事業を言うと、権利擁護の推進は、「成年後見制度の利用促進」とでてくる。いま権利擁護の推進の中で、成年後見利用推進はもちろん道具の一つではあるが、やはり意思決定支援の方。比較をしなくてもいいが、大事なことをしっかり押さえながら、事業を出していく、という考え方で見直しをしていけたら、と思う。

2つ目は、「2. ともに暮らす」の中の下2つ。「従事者への研修を通じた実践者の育成」「介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進」とある。この福祉人材のことに限っては、滋賀県と大津市と県社協が三者で、滋賀県の福祉人材を育てていくという研修を、分野横断で進めていくという全国的にも例のない協定を結んでいる。そこで「滋賀の福祉人の育成」という言葉を使って、まだまだ発展途上ではあるが、研修や人材育成を進めていこうとしているので、その言葉と価値を入れて、ここに事業の柱としてあがってきててもよいのではないかと思う。

長くなるが最後。ここには挙がっていないが、「共生社会づくり」から最後の「ともに活動する」まで、1から5の5つの柱がある。5つの柱ごとに大事なことを挙げるということ

で、いま計画は組み立てられているが、いまの社会の中では、この5つの柱、それぞれ大事な要素。特に2～5は一人一人の生活に係わる大事な要素。このことを、それぞれ支援者の人たちの、のりしろを出しながら、「のりしろ」という言葉がよく使われるが、「ここまででは私ですけれどここからはあなたの分野です」とか、「うちの機関はここまでしかできません」とは言わずに、できるところをちょっとずつ「のりしろ」を出して、連携と言うか支援をしていきましょう、という姿勢で滋賀県も進んでいると思う。そういうことが伝わるような施策の立て方ができるとよいのではないかと思う。

(委員)

資料1-4。障害者プラン2021に関して、見直しの骨子案全体を見させていただいた。見落とししかも知れないが、ちょうど12年前の9月11日に東日本大震災があったが、12年間、いろいろなところで災害が起きている。自然災害はいつ起こるか分からない。障害者、障害がある子どもたちが災害にあった場合、なかなか復興が進まないということがある。このプランの枠組みの中には災害に関することが盛り込まれていないように思う。昨年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができたが、13条の中に防災が明記された。障害のある人に対して、そのような法的な裏付けがあるので、どこかに防災について入れられないか、何か工夫ができないか、と思う。

(委員)

資料1-1、2. ともに暮らす(1)①。先ほどの委員と同じ意見。グループホームで、特に重度の方のグループホームの数が足りない、課題が多い、という評価はその通りだと思う。現状、家族の実態としてはかなり厳しい状況を聞いている。本当に睡眠時間がかなり少ない状況で、精神的にも体調的にも疲労困憊で、待たなしの状況が続いているとうかがっている。その中で、このプランの見直しで、「課題を実現していこう、課題を解決していこう」と思うと、やはり重度の障害のある方が地域で暮らしていけるためのグループホームをどう整備していくかが必要になってくる。グループホームの目標数を、グループホーム全体の数字ではなく、重度の方のグループホームとして数の目標設定ができないのか、できればの方がよいのではないか、また重度の方も医療的なケアが必要な方とか、いろいろな方がおられるので、それぞれの目標設定があると少し進んでいくのではないか。その数字を目標にしていくためにも、まず家族の実態をもう少し知る必要があると思う。そのために、特に重度の方の家族の実態調査を、いまの緊急度合いなどを聞くような調査が入れられないか。特に滋賀県の場合は、もう入所施設は作らないという方向で、どんなに重度の方でも地域生活を、ということを謳っているので、このグループホームの整備がポイントになってくると思う。ぜひ目標設定と実態調査をしていただきたい。

(委員)

先ほども申し上げたように、前回のプラン作成に係らせていただいたので、皆さんからのご意見を聞いているとご説明したくなるような部分はいくつかあるが、そこは我慢して、事務局にお任せする。今のグループホームの話に少し付け加えて、今回の基本指針の中には、重い障害のある方について、「どのくらいグループホームが必要かを示しなさい」ということが出てきているので、その枠組みは確保できるのではないかと思う。ただ、数が示せても、先ほど委員がおっしゃったように、どうやってそれを確保するのがすごく難しい。もうすでに検討いただいている部分かとは思いますが、1点検討いただきたい。重い障害のある方を支援するためのグループホームというのは、単純に支援者の力量ということもあるが、それと共にハード面、どのような設備が必要か、というところにかかなりお金がかかるようなものが多い。ここ数年、コロナもあり、施設整備費がなかなか付かないという状況がある。滋賀県独自の施設整備費を作っていたところだが、今後重い障害がある方へのグループホームを作るというところでは、かなり施設整備面での配慮が必要になってくるのではないか。大変なところかと思うが、予算確保等も含めて、そういったことが実現しやすいような書きぶりをしていただけるとありがたい。

(委員)

資料1-3。就労について。就労継続支援で何倍、何倍と書いてある。法定雇用率にも関係すると思うが、障害の有無によって、どの障害の人が、どの位いるのかが聞きたい。法定雇用率でも、視覚障害者が何パーセントいて、聴覚障害者が何パーセントいるのか、ということを知りたいので、そこを加味してやってほしい。

(会長)

いただいたご意見について、素案の時にきちんと説明資料が何かできるのか。

(事務局)

いま色々貴重なご意見いただきましたことについては、またこちらで一定整理をさせていただきます、第3回の施策推進協で説明できればと思う。

(委員)

資料1-1、3ページ、重点的取組一覧の(4)①防災体制の充実のところ。避難所、個別避難計画作成と書いてあって、個別ということが重点的に書かれているが、ここは個別避難計画ではなく、一般の避難所のバリアフリー化を語ることで、障害者だけではなく、全ての人が非難しやすい環境を整えていくという防災の視点も書き加えていただけるとありがたい。

(会長)

時間もまだあるが、あまり手が挙がらないので、私の方から少し。先ほど、グループホームの利用料の話があったが、私が知っているグループホームは朝夕のおかずを宅配してもらっているが、今回の物価高騰で宅配業者が値上げをする、と。そこが値上がりすると、利用料に跳ね返る形で、年金分をオーバーしていく、という関係になっている。お米は近くの農家さんからもらったりはしているけれども、それでも年金の枠を超えてしまう。「利用者の利用料を上げずにどうグループホームを継続できるか」という話を何度もしている、と話していた。そういう状況にあるので、これは県なのか国なのかはわからないが、基本的な報酬を上げるのか、ガソリンのように一時的に物価高騰の対策をとっていただくのか、何かしないと、いま年金だけで何とかまかなっている生活が立ちゆかなくなる、ということがもう目の前にきているのが事実。時限的にでもかまわないと思うが、緊急的な対策が必要になっていくのではないかと。

あと、障害の重い方の話がでていたが、建てる部分に加えて上増しになる補助や、県の施策があるが、実際に運営をしていくときに、寝たきりの人を抱えるときには、二人がかりで抱えないといけないので、人的な部分でかなり支出がかかり人件費が高くなる。その分、加算で対応できているかという、加算はしていても、それで人件費の上増し分がまかなえているかという、そういうわけではない状況がある。グループホームを運営する側としては、状況は分かるが、重度の方々を受け止めるグループホームはなかなか作れない、というお答えが多いのも事実。そういうことが続けば、障害の重い方が地域生活で、あるいはグループホームに入りたくてもはじかれている、排除されているということにつながりかねない状況にあるのではないかと考えている。さらに人的な部分で言うと、相談員のところでは他の委員からも話があったが、常勤・正規含め、いまグループホームは、大半がパートで、人的体制をとっているのが実態。生活の場である制度のグループホームや施設が、そういう脆弱な非常勤や非正規の職員さんのこま切れの体制の中で日常の生活が支えられているという実態に対して、やはりもう少し強めていく必要があるのではないかと。そういう状況の中で、いろいろな、例えば暴力とかが起こりかねない実態があるのではないかとと思うので、先ほども意見が挙がった実態調査も、そういう項目含めてしていただければと思う。

他になれば、今いただいたご意見や議論を踏まえて事務局で検討いただくようにお願いします。何かコメントがあるようなら、簡単にいまお話しいただければと思うがいかがか。

(事務局)

貴重なご意見をいただきましたことについては課で持ち帰り、いろいろ検討させていただきます、第3回でお示しできればと思う。

(会長)

では議題2 その他に移りたい。事務局お願いします。

議題2 その他（就労選択支援事業について）

(事務局)

就労選択支援についてご説明させていただく。資料2-1、2-2をご覧ください。点字資料がなく申し訳ありません。直前にテーマが決まったため、十分な資料をご用意できておりませんがご容赦ください。就労選択支援ですが、令和4年の障害者総合支援法の見直しの中で令和7年の10月から新たなサービスとして創設することで決定されている。障害者プランの中で就労選択支援を定めるということについては、国の方から特段指示がきていないので、今回の見直しの中で定める必要はないが、令和7年の10月から開始になるので、今回の見直し、3年間の見直しの中の半分は新しいサービスが提供されることになる。そのため、少しご説明をさせていただき、第3回の時に、こういう情報があったら少しは議論ができるのではないかと、ということでご意見をいただけたらと思っている。それでは、資料2-1をご覧ください。

○資料2-1に基づき説明

このようなサービスを令和7年10月から開始するという事で国は示しており、今年度モデル事業が実施されている。全国で3か所モデル事業の実施地域が指定されている。滋賀県が手を挙げさせていただき、その中の1つに選ばれている。この就労選択支援を具体的にどうやっていくのか、という検証に参加させていただいている。その関係もあり、せっかくの機会なので、今回のプランの見直しの中で何か盛り込める内容があれば皆さんに議論いただければと思っている。ただ、いまご説明させていただいた以上の情報が県にもないので、今後どういふことを確認したらプランに入れる・入れないとなるのか、あるいはどういふことを入れるのか、という議論につながっていく部分を、皆さんからご意見いただけたら。

(委員)

このアセスメントを拝見すると、私の思い違いかも知れないが、似たような形でいろいろとある。既になりに取り組まれているイメージがあるが、そういうものとどう違うのか。もしかしたら一括してやっていくのか、など、その辺を教えていただくとより整理して考えやすいが、いかがか。

(事務局)

おっしゃっていただいたように、滋賀県では比較的できている部分もあるのではないかと感じている。全国的には最初にお話しさせていただいたとおり、十分に、こういった就労アセスメントの結果がそのあとの障害のある方のサービス利用の中で活かされていないのではないか、ということで国の議論があり、改めてそこをしっかりとするための障害福祉サービスとして、こういう就労選択支援というサービスの導入が決定されたのではないかと考えている。実際は就労系の障害福祉サービスの中ですでにやっていたいただいているところもある。

(委員)

法律が改正されて新しくサービスができてから、ある程度自分なりに理解しようとしているが、いまいち理解ができないというか、すっきりしない部分があるサービスだな、と思っているところ。1点は、これは就労選択支援として、1つの事業として独立してされるものなのか。例えばここで例に挙がっている、「実習の場面などは、就労継続 A とか就労移行の場面を活用する」と書いてあると、もしかしたらそういうものに併設されて実施されるものなのか、というようなイメージがつく。先ほどの説明にもあったとおり、これまでも就労アセスメントということで実際には同じような取り組みはされているけれども、実態としては就労移行でアセスメントをしても、「そのまま移行を2年頑張りましょう」とか「(就労継続支援)B ですね」とか、あまりアセスメントらしいアセスメントがされていなかった。そう言うと失礼だが、その後が適切に、本当にご本人に合った次のステージになっていたのかどうか、というところにおそらく疑問があって、先ほどおっしゃられたように、こういう形で明確なアセスメントというサービスを作ったのかと思うが、ここがしっかりと独立していなければ、付属の事業所に呼び込むようなサービスにもなりかねないのではないかと、思う。そのあたりをどう明確化して整備を進めていくのかはとても重要な部分かな、という印象をもった。

また、そもそもの、「就労選択支援が必要ではないか」というアドバイスというか、気づきというか、その辺りも誰がどうしていくのかも非常に難しい。それを相談支援専門員がしっかりすればいいじゃないか、となってくると、なかなか厳しい部分もあると思うので、最初の気づきの部分も含め、いまモデル事業がどう動いているのかが今後の参考になってくる。最終的に私の感想でしかないが、しっかりと動かしていくためには、なかなか難しそうだな、という印象を持っている。

(委員)

障害者プランの中をみても、就労選択支援のイメージをみても、なかなか民間企業がでてこない。漠然と、全体的に、送り出す立場からの視線がみえているかな、と感じてい

る。私は過去に「なかぼつ(障害者就業・生活支援センター)」で支援員をしており、就労アセスメントは一人一人立てさせていただいて、それを見る場所が、民間企業で見せていただいていた。先ほど言われたように、(就労継続支援)B型の中でアセスメントしたらそのままB型というイメージが強い。ハローワークまでは出てくるけれど、なかなか企業は出てこない。そこに巻き込んでいってもらえたら、もうちょっと就労先など、選択肢が増えていくのではないかと感じた。

(委員)

就労の話で、アセスメントの活用について言っていたが、実際に私たちの知っている障害者について、軽度の障害のある方々については雇っていただいている。滋賀県はものすごく率がよくて、普通はだいたい2.5%だが、43人以上が勤められている企業については率が高い方で推移している。問題は中程度から重度の方々の就労が極端にない。ハローワークどころか、福祉作業所においても、そこまでもいけない程度の方々について就労の機会が与えられていない。いま現在、甲賀市におきましても、福祉作業所とか民間の法人でやられているところもあるが、(就労継続支援)B型の場合、月給3万円以上が望ましく、それにもってこう、という方向は示していただいているが、いま現在甲賀市の場合はB型で3万はとてみかない。いい所で1万8千円くらい。低い所だと1万3千円前後になっている。就労に対して企業のあっせんがない。ハローワークに行っても問題外になってしまう。何とか他の委員さんが言われたように、企業の方でも、軽度の障害者は雇っていただけるが、中程度まで、何とか理解ある形で就労の機会を与えられるような支援を県も考えて増やしていただけたらありがたい。

(委員)

先ほど説明に使用された資料2-1の見直し内容の、「○雇用と福祉の連携強化」のところ。「一般就労への移行・定着支援をより一層推進するために、市町村や障害福祉サービス事業所等の連携先として障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する」と書いてある。滋賀では働き・暮らし応援センターが併せて実施をしていただいているが、先日、働き・暮らし応援センターの皆さんが集まる部会を県の協議会でも位置づけさせていただいており、そこでも議論されていた。いわゆる障害福祉サービス事業所にも、企業での実習であるとか、仕事を探すということに関して、事業所でもやらなければならないと規定されている。それにも関わらず、そこがなかなか実施されないまま障害者就業・生活支援センターなどに、「この人が働きたいと言っているから、実習先探してほしい」とか「就労先をあっせんしてほしい」という声が多い、ということだった。これまでは、「そこはちゃんと事業所でやってください」と、働き・暮らし応援センター側は言ってるさうだが、それではなかなか、がちが明かないということで、いくつかの働き・暮らし応援センターは、最近は積極的に事業所に対してかかわりを持つようにしている、

ということを知っている。その背景に、こういう法律の見直しもあるのかとも思うが、働き・暮らし応援センターの方が、就労先を探すことについては長けていると思うので、積極的に係わっていただくことはとても大事なことだとは思いますが、先ほど申し上げたような、やはり事業所としても実習先の確保であるとか、仕事先を探すことの支援を、やはりご本人をよく知っている方が次につなげていくことをするのが移行・定着についてはとても大事なことだと思うので、そこについては、基準に書かれている。やらなければいけないこととして位置づけられているはずなので、それがやれているかどうか、という確認と、やれていないのであればどうやったらできるのか、ということの指導を、できれば実地指導などで県からもしていただくことが必要ではないかと思うし、専門性が高くてそこがなかなか難しいのであれば、そこをカバーするような何か取り組みがなされる必要があると思っている。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。いま委員にご指摘いただいた点については、令和3年に県で調査した中で、障害福祉サービス事業所が、十分な就労支援ができていないのではないか、との課題があるということで、調査結果をとりまとめさせていただいた。その点については、障害福祉サービス事業所、働き・暮らし応援センターなど、全体が集まる会議の場など、いろいろな場で、役割分担として、それぞれの役割を改めて認識していただくということでご説明している。各圏域の協議の場にも県が参加させていただき、お伝えさせていただいているところ。障害福祉サービス事業所の役割自体はしっかり担っていただくと併せて、障害福祉サービス事業所は企業の方とのつながりがなかなか少ないということで、今年度、企業の方と障害福祉サービス事業所が話をさせていただくような場を設けさせていただこうと、2月を念頭にいま準備している。どれかだけということではなく、複合的に支援していただけるように、県としても支援させていただきたいと考えている。

(委員)

企業の話で、私の個人的な経験だが、企業の方々の、発達障害とか精神障害とか、知的障害もそうですが、うまくイメージをもってもらって付き合うとか、支援しながら一緒に仕事をしていくイメージを持ってもらうことが難しいのかな、と思えるところと、すごく思ってもらっているところがある。そういうところの働きかけもできたらよいと思っている。

(会長)

他にどうか。なければ、議題(2)その他、就業選択支援事業をどう実現していくのか、ということのご意見については締めさせていただいてよろしいか。

では、本日はプランの中間見直しのご意見をうけ、次回は骨子案から素案がでてくるということで、本日はそこに向けたご意見をいただいた。また、就労選択支援について、プランの中でどう位置づけるのか、あるいは滋賀の中でどう進めていくのかも含めたご意見をうかがえたと思う。

それでは本日の会議についてはこれで終わりにしたい。進行を事務局にお返りする。

(委員)

意見ではないが、この場を借りてお願いしたいことがある。私どもは県の委託で滋賀県難病相談支援センターを運営している。ここは機関支援センターになるかと思うが、いま支援員が不足して困っている。資格は保健師の経験のある方を募集している。県やハローワークにもお願いしているが、なかなか候補の方がいらっしやらず、いまはだいぶ高齢になられてきている支援員さんに頼っている状況。この場をお借りして、保健師の経験のある方をご存じの方がいましたら、ご紹介していただきたい。よろしく願いしたい。

(会長)

ありがとうございました。では事務局にお返りする。

(事務局)

委員のみなさまには長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。いただいた御意見につきましては、今後の施策につなげていきたいと考えている。